平成三年通商産業省・労働省令第三号

雇用の機会の創出のための雇用管理の改善 中小企業における労働力の確保及び良好な の促進に関する法律施行規則

力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する 十七号)を実施するため、中小企業における労働理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五 法律施行規則を次のように定める。 小企業における労働力の確保のための雇用管

(改善計画に係る認定の申請)

第一条 中小企業における労働力の確保及び良好 を管轄する都道府県知事に提出しなければなら及びその写し三通をその主たる事務所の所在地小企業者をいう。以下同じ。)は、申請書一通 又は中小企業者(法第二条第一項に規定する中 に規定する事業協同組合等をいう。以下同じ。) けようとする事業協同組合等(法第二条第二項 条第一項の規定により改善計画に係る認定を受 促進に関する法律(以下「法」という。)第四 な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の

の書類に記載された事項をインターネットを利同組合等又は当該中小企業者が、次のいずれか添付しなければならない。ただし、当該事業協 付を省略することができる。 は、当該これらの事項を記載した次の書類の添 の申請書及びその写しと併せて提出するとき 認するために必要な事項を記載した書面を前項 ころにより、都道府県知事がこれらの事項を確 ている場合であって、都道府県知事の定めると 用して公衆が閲覧することができる状態に置い 前項の申請書及びその写しには、次の書類を

(法人である場合に限る。) の定款 当該事業協同組合等又は当該中小企業者

事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要 の書類がない場合にあっては、最近二年間の 報告書、貸借対照表及び損益計算書(これら 提出するものを除く。)の最近三期間の事業 会の創出に資する改善事業についての計画を に伴って実施することにより良好な雇用の機(法第四条第一項の規定に基づき事業の開始 を記載した書類) 当該事業協同組合等又は当該中小企業者

り良好な雇用の機会の創出に資する改善事業 基づき事業の開始に伴って実施することによ 事業を開始することを明らかにする書類 についての計画を提出するものに限る。) 当該中小企業者(法第四条第一項の規定に

(改善計画の変更に係る認定の申請)

第二条 法第五条第一項の規定により改善計画の 三通をその主たる事務所の所在地を管轄する都 等又は中小企業者は、申請書一通及びその写し 変更に係る認定を受けようとする事業協同組合 道府県知事に提出しなければならない。

2 ころにより、都道府県知事がこれらの事項を確 添付しなければならない。ただし、当該事業協 の申請書及びその写しと併せて提出するとき 認するために必要な事項を記載した書面を前項 用して公衆が閲覧することができる状態に置い の書類に記載された事項をインターネットを利 同組合等又は当該中小企業者が、次のいずれか 付を省略することができる。 は、当該これらの事項を記載した次の書類の添 ている場合であって、都道府県知事の定めると 前項の申請書及びその写しには、次の書類を

改善計画の実施状況を記載した書類

二 定款に変更があった場合には、その変更後

前条第二項第二号に掲げる書類

附

旦 この省令は、法の施行の日(平成三年八月 から施行する。

省·労働省令第三号) (平成七年一一月一日通商産業

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、中小企業における労働力の確保 業省·労働省令第二号) 則 (平成一〇年一二月二五日通商産

号)の施行の日(平成十一年一月一日)から施 行する。 のための雇用管理の改善の促進に関する法律の 部を改正する法律(平成十年法律第百四十八

省・労働省令第三号) (平成一一年二月一六日通商産業

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一一年一一月一九日通商産

この省令は、公布の日から施行する。 業省・労働省令第七号)

(平成一五年四月九日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 省·経済産業省令第一号)

省·経済産業省令第二号) (平成一七年三月三一日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 省令第一一六号) (平成一八年四月二八日厚生労働

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施 行する。

(施行期日)